



環境省

自然共生サイトについて



令和6年1月
環境省 中部地方環境事務所

生物多様性保全に関する国内外の動き

国際的な動き

国内での動き

2010

国連生物多様性の10年

生物多様性条約COP10
2010/10 (愛知県名古屋市)
愛知目標 (戦略計画2011-2020) 採択

2012

生物多様性国家戦略
2012-2020 (2012/9)

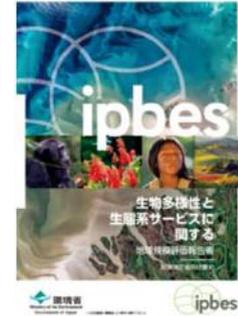
2015

SDGs

パリ協定

2019

IPBES地球規模評価報告書 (2019/5)



2020

地球規模生物多様性概況第5版 (GBO5) (2020/9)

生物多様性及び生態系サービスの総合評価2021 (JBO3)
(2021/3)



2021

2022

生物多様性条約COP15
2021/10 (第一部・昆明) 2022/12 (第二部・モントリオール)
昆明・モントリオール生物多様性枠組
の採択

30by30ロードマップ
公表 (2022/4)

2023



生物多様性国家戦略2023-2030閣議決定
(2023/3/31)

自然関連財務情報開示タスクフォース (TNFD)本格始動 (2023/9)

昆明・モンリオール生物多様性枠組



2050年ビジョン
自然と共生する世界

2030年ミッション
自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる

2050年ゴール

ゴールA
保全

ゴールB
持続可能な利用

ゴールC
遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)

ゴールD
実施手段の確保

2030年ターゲット

(1) 生物多様性への脅威を減らす

- 1: 空間計画の設定
- 2: 自然再生
- 3: 30by30
- 4: 種・遺伝子の保全
- 5: 生物採取の適正化
- 6: 外来種対策
- 7: 汚染防止・削減
- 8: 気候変動対策

(2) 人々のニーズを満たす

- 9: 野生種の持続可能な利用
- 10: 農林漁業の持続的管理
- 11: 自然の調節機能の活用
- 12: 緑地親水空間の確保

- 13: 遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)

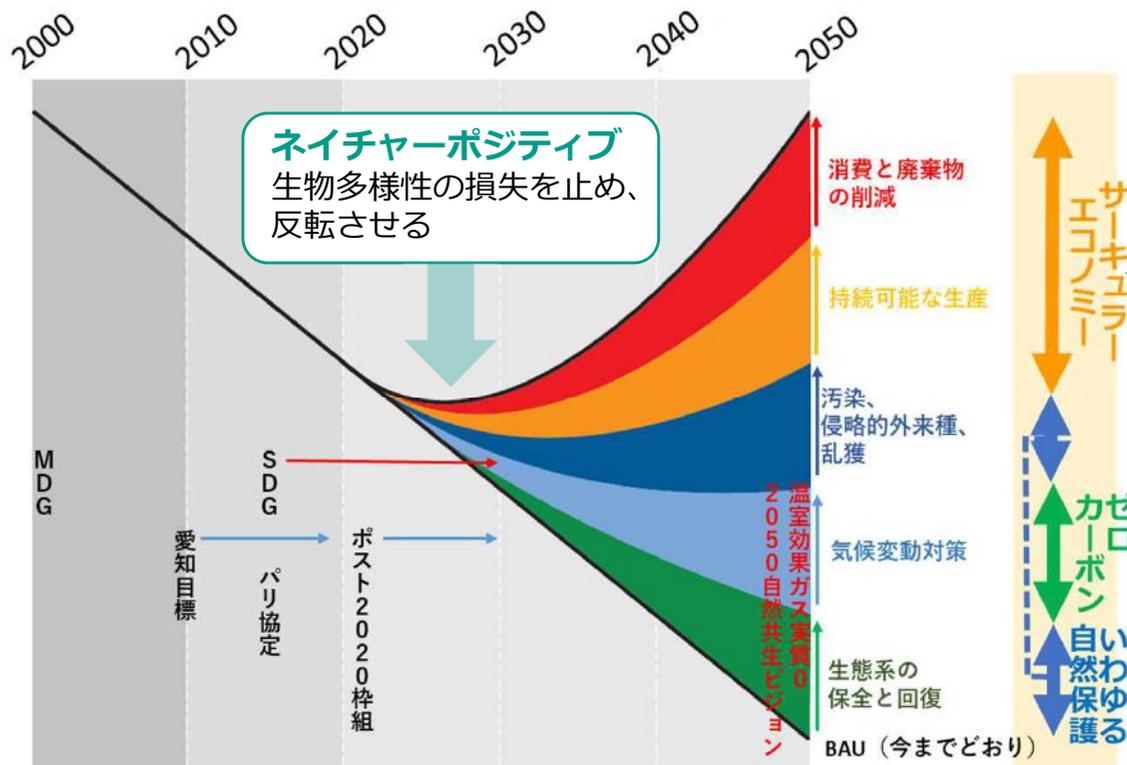
(3) ツールと解決策

- 14: 生物多様性の主流化
- 15: ビジネスの影響評価・開示
- 16: 持続可能な消費
- 17: バイオセーフティー
- 18: 有害補助金の特定・見直し
- 19: 資金の動員
- 20: 能力構築、技術移転
- 21: 知識へのアクセス強化
- 22: 女性、若者及び先住民の参画確保
- 23: ジェンダー平等の確保

ネイチャーポジティブ（自然再興）とは

- 「**自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる**」こと。
こんめい
- 「**G7 2030年自然協約**」や、生物多様性に関する新たな世界目標「**昆明・モントリオール生物多様性枠組**」においてその考え方が掲げられるなど、生物多様性における重要な考え。
- 経済界でもネイチャーポジティブを目指す動きが注目される。

※ ネイチャーポジティブ経済移行により世界規模で 2030 年までに 3 億 9500 万人の雇用創出と 年間10.1 兆ドル(約 1070 兆円)規模のビジネスチャンスが見込める
出典：WEF the New Nature Economy Report (2020)



ネイチャーポジティブを目指すには、これまでの自然環境保全の取組だけでは足りず、財とサービス、特に食料のより持続可能な生産、消費と廃棄物の削減といった様々な分野が連携して取り組む必要があることが指摘されている。

生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の内訳
出典「地球規模生物多様性概況第5版（GB05）」を基に作成

30 by 30目標とは

サーティー バイ サーティー

30 by 30

- 2030年までに陸と海の30%以上を保全する新たな世界目標 → 「保護地域」と「OECM」



現時点：国内では、**陸域20.5%**、**海域13.3%**が保護地域

健全な生態系の回復、豊かな恵みを取り戻す

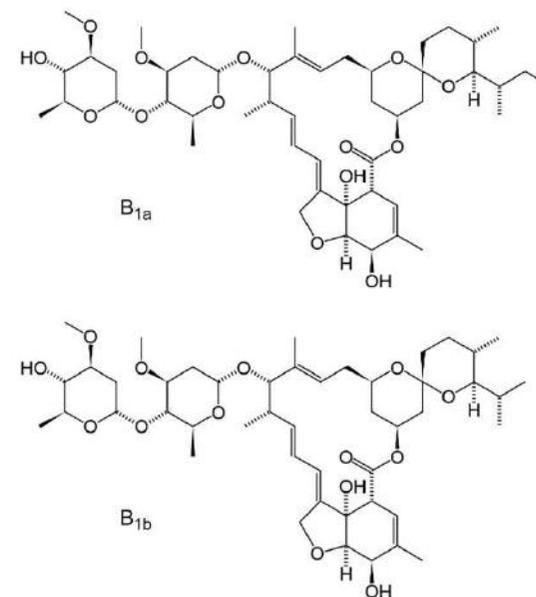
様々な効果

- **気候変動**：緩和、適応に貢献
- **災害に強く恵み豊かな自然**：国土の安全保障の基盤
- **花粉媒介者**：国内で年3300億円の実り
- **森林の栄養**：河川を通して海の生産性を向上
- **観光や交流人口の増加**などの地域づくり

• 様々な医薬品の創薬のヒント

(例) イベルメクチン

- 年間3億人の治療に使われる寄生虫による感染症の治療薬
- 大村智北里大学特別栄誉教授（2015年ノーベル生理学・医学賞受賞）が、静岡県内のゴルフ場近くで採取した土壌から発見された、新種の放線菌「ストレプトマイセス・アベルメクチニウス」が産生する物質を元に、創薬された。



- 処方薬の50%は植物に存在する天然由来の分子がベース。
- 抗がん剤の70%は天然由来または自然から着想を得た合成品。
- 複数の試算によると、現時点で薬品の25%は熱帯雨林性植物に由来。
- マラリア治療薬であるキニーネの材料であるキナの木は絶滅危機にあり。
- 薬理的な有効性判断の評価を受けているのは15%のみ。
- 30万種の植物のうち、薬理的2年に1つの割合で高い潜在性を持つ薬品が失われ続けている。

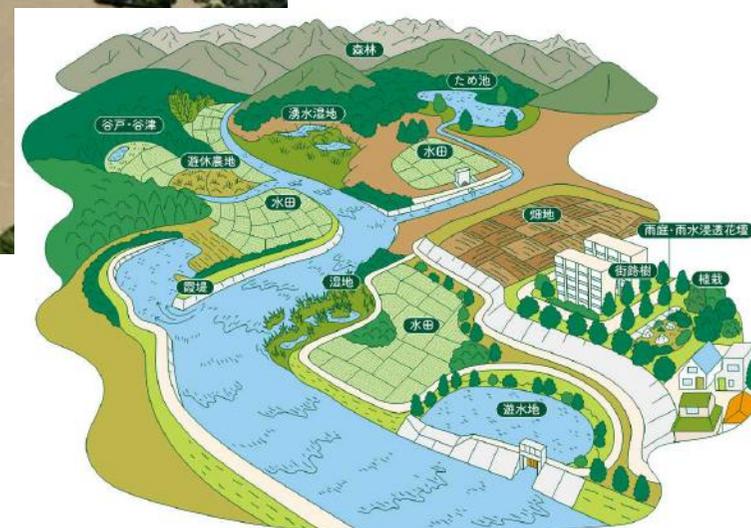
(コラム) 生物多様性とは：間接的な機能



[産経ニュース \(sankei.com\)](https://www.sankei.com)

令和2年7月号災害 熊本県球磨川

- 激甚化する気象災害の減災機能
(遊水地や田んぼダムによる貯水機能)



(コラム) 生物多様性とは：違いがあると何がよい？

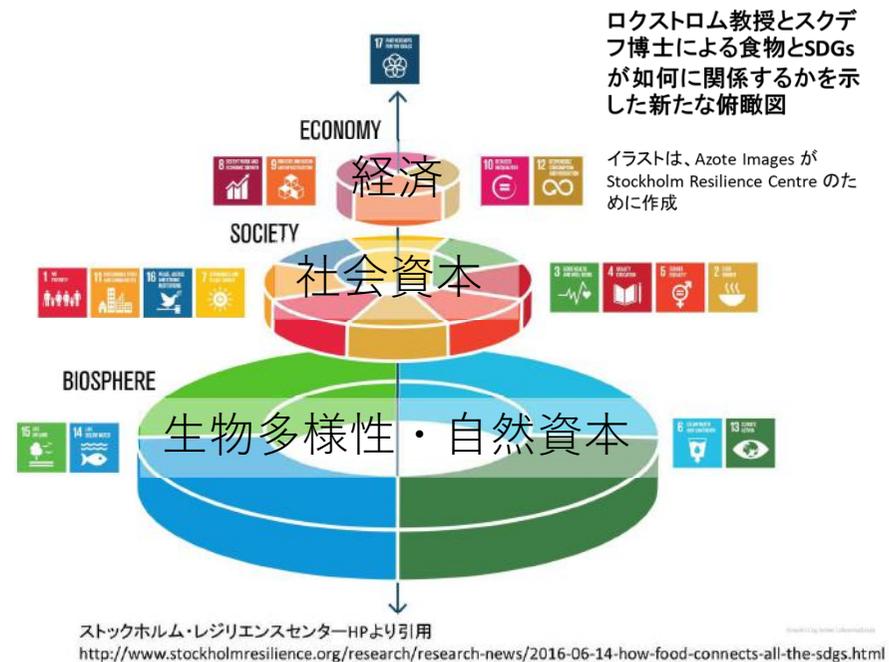
違いがあることで…

● 様々な恵みが得られる

- ・ 食材、薬
- ・ 木材、衣類（綿・絹・麻）
- ・ 景観（松林、ブナ林、田んぼ、里山）
- ・ 文化の源泉。癒しや閃き。
- ・ 洪水を防ぐ機能（森林、湿地）
- ・ 高潮を防ぐ機能（海岸防災林やサンゴ礁）



生物多様性・自然資本は 社会経済の基盤



● 生産性・適応力・強韌性が増す

- ・ 光合成、貯留、捕食、分解と様々な機能
- ・ 厳しい環境で育つ種、よく増える種等様々な特性
- ・ 病気に強い個体、寒さに強い個体等種内の様々な強み
- ・ 生態系全体の生産性が高くなる
- ・ 複雑に絡み合い、補完し合い、変化に強くなる
- ・ これにより生き延び、進化につながってきた

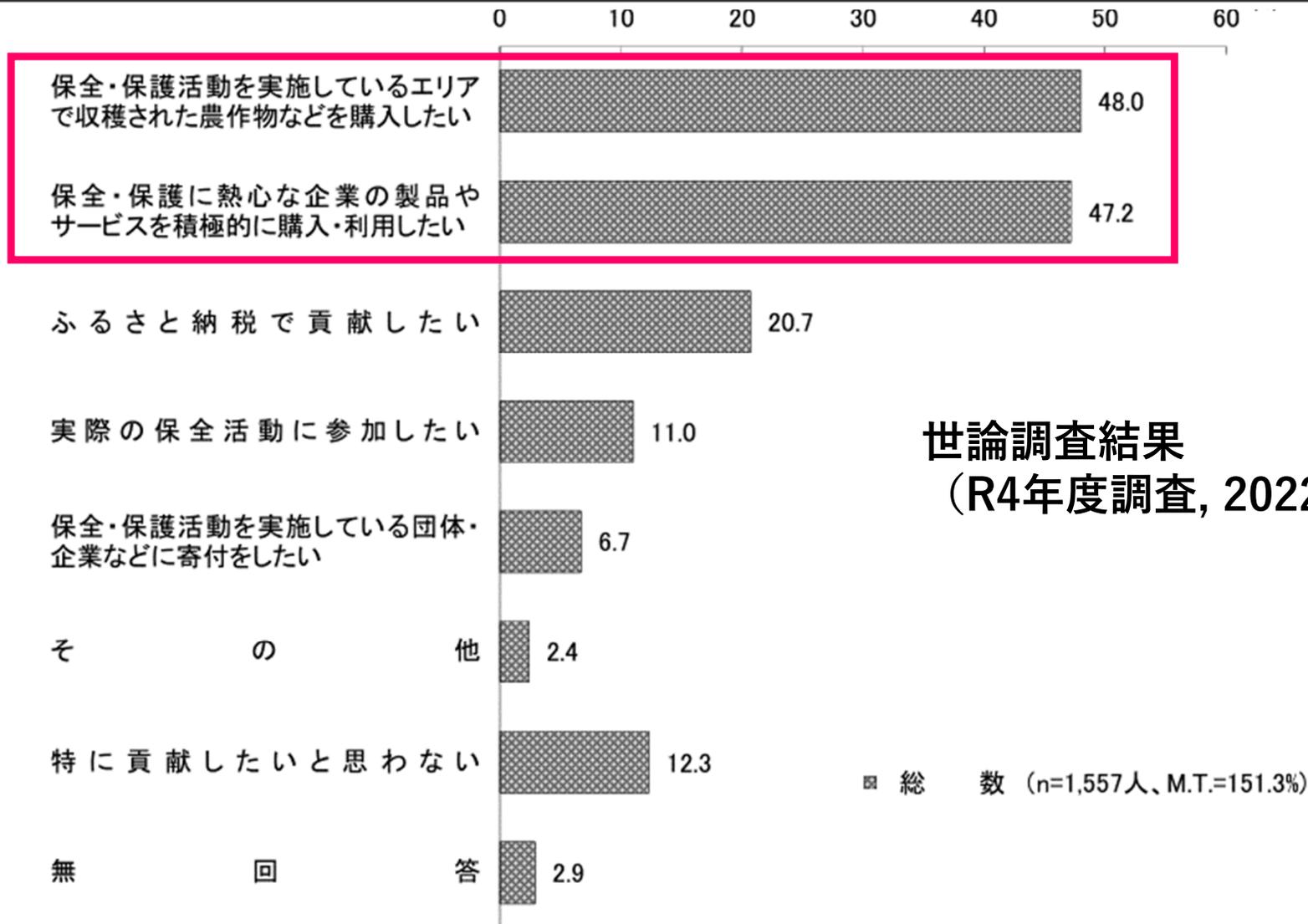


生物多様性とは、不確実性の高い “変化の時代のポートフォリオ”

市場・消費者はどう思ってる？

(3) 2030年までに陸と海の30%保全・保護への取組意識

問7. 2021年6月に日本も参加した主要7か国首脳会議で、生物多様性の損失を食い止め、2030年までに世界の陸と海の30%を保全・保護することが約束されました。自然や生物を守るために、あなたはどのような取り組みで貢献したいと思いますか。(〇はいくつでも)



◆OECEMと自然共生サイト

～ Other Effective area-based Conservation Measures ～



- **保護地域**は、国立公園など、保護等を目的とする規制対象の土地。
- **OECEM**は、**経済活動（里山における生業、農業等）**で活用しつつ、**一定の保全行為**が行われていることにより、**自然環境を守ることにも貢献**している地域。
- 日本版OECEMとして「**自然共生サイト**」の認定を開始。
- OECEMによる自然資本の保全と地域活性化等の同時達成を目指す。

OECEM（自然共生サイト）のイメージ



「自然共生サイト」の対象となる区域について



「自然共生サイト」の対象となる区域は、

例えば、

企業の森、ナショナルトラスト、バードサンクチュアリ、ビオトープ、自然観察の森、里地里山、森林施業地、水源の森、社寺林、文化的・歴史的な価値を有する地域、企業敷地内の緑地、屋敷林、緑道、都市内の緑地、風致保全の樹林、都市内の公園、ゴルフ場、スキー場、研究機関の森林、環境教育に活用されている森林、防災・減災目的の森林、遊水池、河川敷、水源涵養や炭素固定・吸収目的の森林、建物の屋上、試験・訓練のための草原・・・

といった場所のうち、生物多様性の価値を有し、企業、団体・個人、自治体による様々な取組によって、本来使われている目的に関わらず生物多様性の保全が図られている区域

※保護地域の中も外も自然共生サイトとして申請できます。

「自然共生サイト」の認定の仕組み

自然共生サイト

民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域
(申請主体：企業、団体・個人、自治体)

申請

自然共生サイト
認定

審査 (認定主体：環境省)

<自然共生サイトの特徴>

- 「場所（範囲）」が分かる
- 所有者・管理者が分かる
- 生物多様性の価値が分かる
- 管理内容が分かる



民間等の取組による生物多様性
保全に貢献する場所として、
どこで だれが 何をやって
どうなっているかの見える化が、
「自然共生サイト」

「自然共生サイト」の認定基準

- | |
|--------------------|
| 1. 境界・名称に関する基準 |
| 2. ガバナンスに関する基準 |
| 3. 生物多様性の価値に関する基準 |
| 4. 活動による保全効果に関する基準 |



「生物多様性の価値に関する基準」の具体的内容

| | |
|------------------|---|
| 以下のいずれかの価値を有すること | |
| 場 | (1) 公的機関等に 生物多様性保全上の重要性が既に認められている場 |
| | (2) 原生的 な自然生態系が存する場 |
| | (3) 里地里山といった 二次的 な自然環境に特徴的な生態系が存する場 |
| | (4) 生態系サービス を提供する場であって、在来種を中心とした多様な動植物種からなる健全な生態系が存する場 |
| | (5) 伝統工芸や伝統行事といった 地域の伝統文化 のために活用されている自然資源の場 |
| 種 | (6) 希少な動植物種 が生息生育している場又は生息生育している可能性が高い場 |
| | (7) 分布が限定 されている、 特異な環境 へ依存するなど、その生態に特殊性のある種が生息生育している場又は生息生育の可能性が高い場 |
| 機能 | (8) 越冬、休息、繁殖、採餌、移動(渡り)など、 動物の生活史 にとって重要な場 |
| | (9) 既存の保護地域又は認定区域に隣接する若しくはそれらを接続するなど、 緩衝機能や連結性 を高める機能を有する場 |

ステップ 1 : 事前相談～本申請

ステップ 2 : 事務局による予備審査

ステップ 3 : 審査委員会による審査

ステップ 4 : 認定及び結果通知

(OECD国際データベースへの登録)

認定された区域のうち、

保護地域との重複を除いた部分をOECD国際データベースへ登録。

＜令和5年度前期に122ヶ所を認定＞

(令和4年度試行サイト含む)

＜令和5年度後期スケジュール＞

| | |
|-----------|------------------|
| 【申請受付】 | 令和5年9月12日～10月13日 |
| 【事務局予備審査】 | 令和5年10月～11月頃 |
| 【有識者審査】 | 令和5年12月～1月頃 |
| 【環境大臣認定】 | 令和6年2月～3月頃 |

毎年度2回ずつ認定を実施（全国で年100件程度を認定する予定）

「自然共生サイト」の認定

- ネイチャーポジティブの実現に向け、**保護地域以外の場所も含めて企業等による取組を促進**することが重要。
- 環境省では今年度より、**民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域（森林、里地里山、都市の緑地、沿岸域等）を「自然共生サイト」として認定**する仕組みを開始。
- 令和5年10月、**初めての大臣認定となる122か所を決定**（10月25日認定証授与式開催）
「令和5年中に100か所以上の認定」を目標としていたが、**多くの民間企業等から強い関心**が示され、**1回目の申請受付によって達成**。

<自然共生サイトの例>



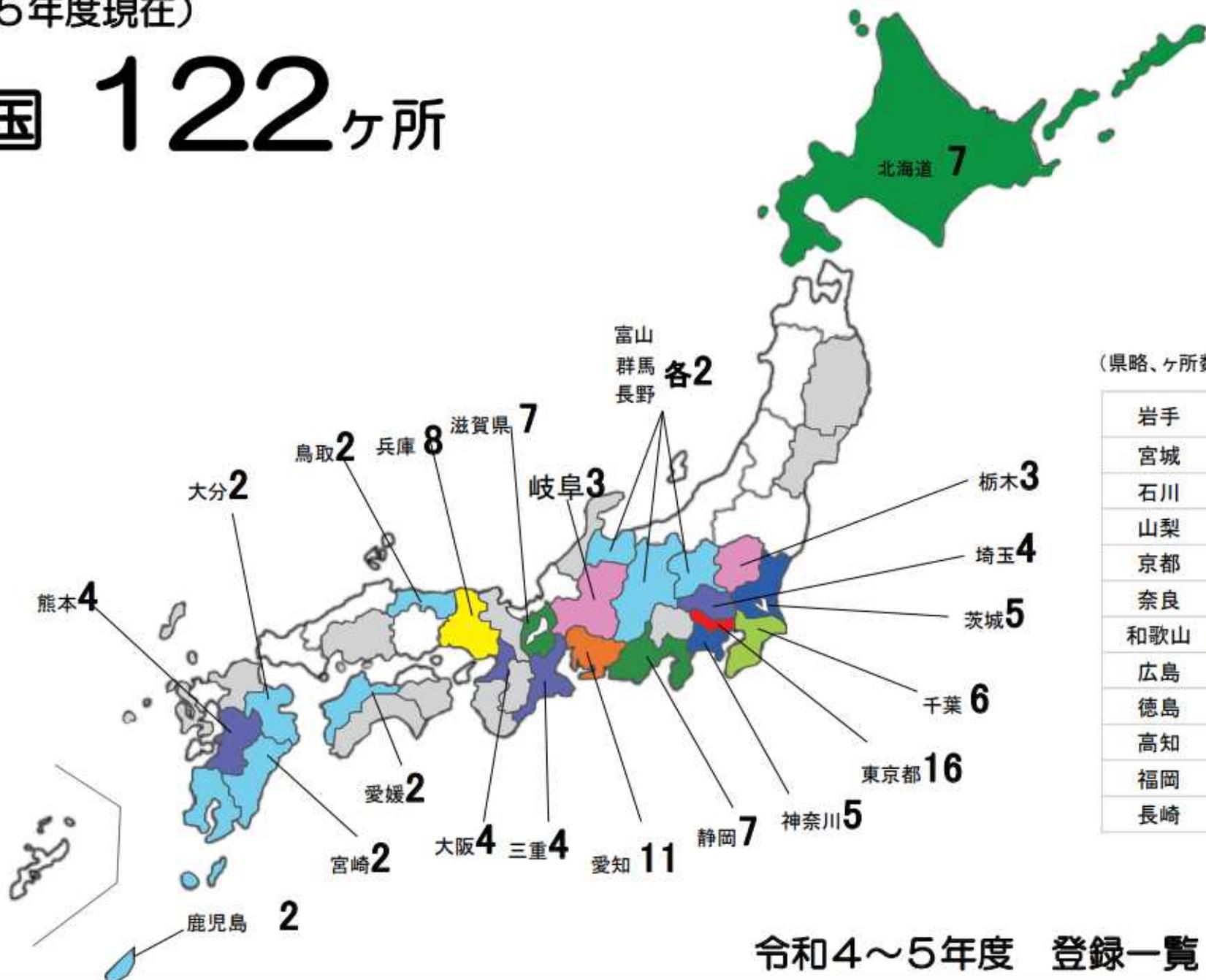
自然共生サイト認定証授与式



「自然共生サイト」の全国の認定状況

(令和5年度現在)

全国 **122**ヶ所



令和4～5年度 登録一覧

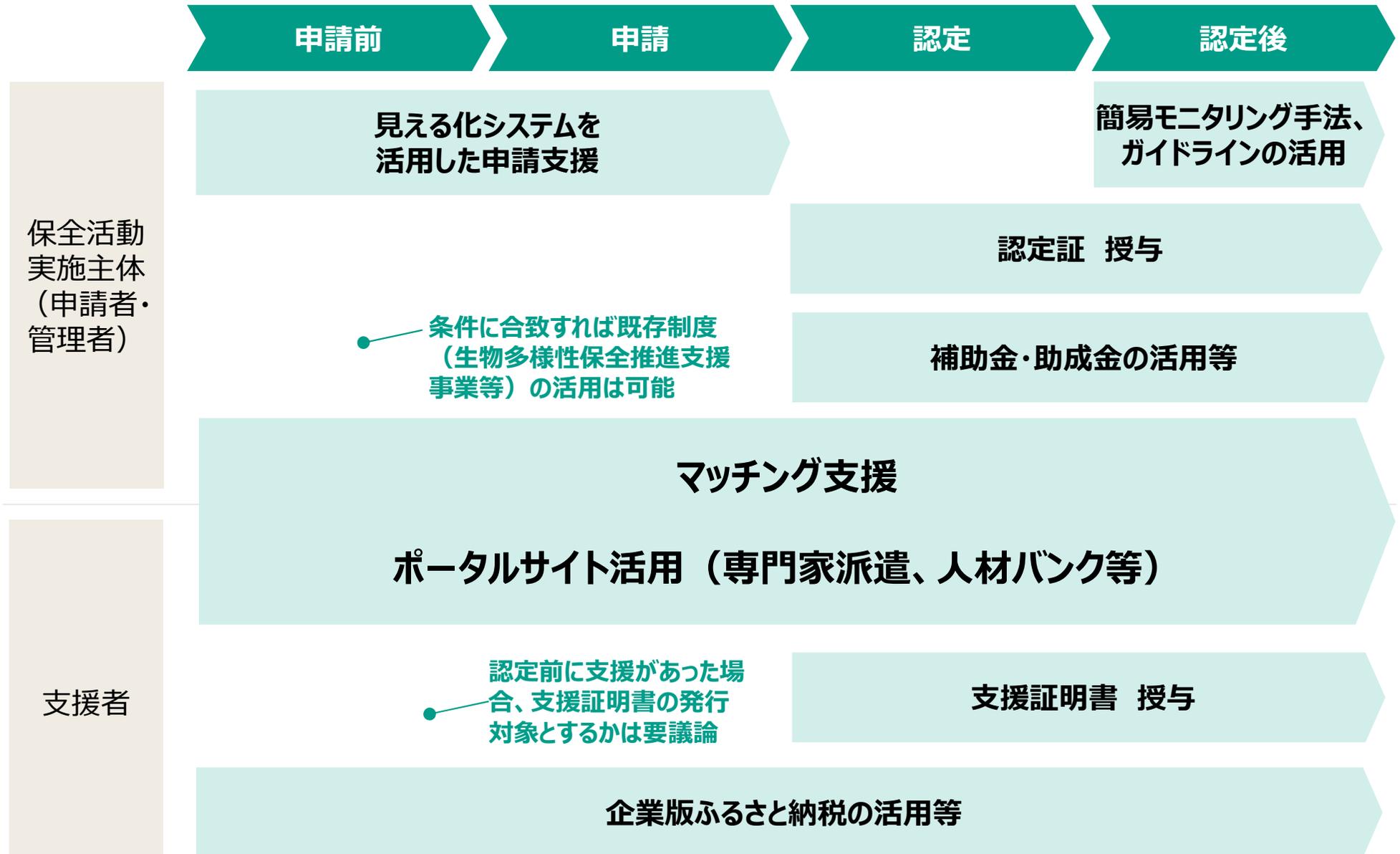
中部地区の「自然共生サイト」 23箇所



| 番号 | サイト名 | 申請者名 | 所在地 |
|----|--|---|---------|
| 1 | ビオトープながおか | NPO法人 Longhill Net 代表 橋村忠一 | 愛知県稲沢市 |
| 2 | 豊田合成 平和町工場ビオトープ | 豊田合成株式会社 | 愛知県稲沢市 |
| 3 | 鳥川ホテルの里 | 岡崎市長 中根 康浩 | 愛知県岡崎市 |
| 4 | 人間環境大学 岡崎キャンパス演習林 | 学校法人河原学園 人間環境大学 | 愛知県岡崎市 |
| 5 | ソニーグローバルマニュファクチャリング & オペレーションズ株式会社 幸田サイト | ソニーグループ株式会社 | 愛知県幸田町 |
| 6 | 知多半島グリーンベルト | NPO法人日本エコロジスト支援協会 | 愛知県東海市 |
| 7 | 東知多工場バードピア | 株式会社豊田自動織機 | 愛知県半田市 |
| 8 | トヨタテクニカルセンターシモヤマ | トヨタ自動車株式会社① | 愛知県豊田市 |
| 9 | びおとーぷ堤 | トヨタ自動車株式会社③ | 愛知県豊田市 |
| 10 | トヨタの森 | トヨタ自動車株式会社④ | 愛知県豊田市 |
| 11 | 株式会社テクノ中部 本店ビル屋上ビオトープ | 株式会社テクノ中部 | 愛知県名古屋市 |
| 12 | ブラザーの森 郡上 | ブラザー工業株式会社・郡上市・郡上森林組合 | 岐阜県郡上市 |
| 13 | リコーえなの森 | 株式会社リコー | 岐阜県恵那市 |
| 14 | 中央可鍛工業 ひるがの高原の森 | 中央可鍛工業株式会社 | 岐阜県高山市 |
| 15 | 羽根の森 | 公益社団法人大阪自然環境保全協会 会長 夏原由博 | 三重県伊賀市 |
| 16 | 亀山里山公園(通称:みちくさ) | 亀山市 市長 櫻井義之 | 三重県亀山市 |
| 17 | 吉崎海岸自然共生サイト | 四日市市/楠地区まちづくり検討委員会/ NPO法人 四日市ウミガメ保存会 | 三重県四日市市 |
| 18 | トヨタ三重宮川山林 | トヨタ自動車株式会社② | 三重県多気郡 |
| 19 | 柞の森(クヌギ植林地) | 株式会社ノトハハソ | 石川県珠洲市 |
| 20 | シャトーメルシャン 梔子ヴィンヤード | 麒麟ホールディングス株式会社 | 長野県上田市 |
| 21 | ワーケーションプレイス 花伝舎 | ミヤマ株式会社 | 長野県長野市 |
| 22 | YKKセンターパーク ふるさとの森 | YKK株式会社 | 富山県黒部市 |
| 23 | 中パの森 高岡 | 中越パルプ工業株式会社 | 富山県射水市 |

インセンティブ施策の全体像

■ 保全活動実施主体（申請者・管理者）及び支援者が自然共生サイトの取組において、各フェーズで活用・受けることができるインセンティブの一覧（案）を以下に整理した。



インセンティブ施策の検討に係る中長期的なスケジュール



■ 中長期的なスケジュールは以下のとおり。

支援証明書制度

その他インセンティブ

令和4年度
2022年度

- 支援証明書制度の素案を作成
- 支援証明書の記載内容（案）の整理
- 支援証明書の使途方針（案）の整理

企業版ふるさと納税や既存の補助金の活用や
伴走支援等のその他施策の検討方針の整理

令和5年度
2023年度

- 支援証明書制度の詳細設計
- 支援証明書、マッチングの試行（WG設置）
を実施（認定証の活用検討も含む）

- 既存制度の活用に関する詳細の検討、設計
- 伴走支援の具体的な施策の検討およびポータル
サイト構築のための検討

令和6年度
2024年度

- 令和5年度の業務を基に制度を構築
- 制度の試行運用

令和7年度
2025年度

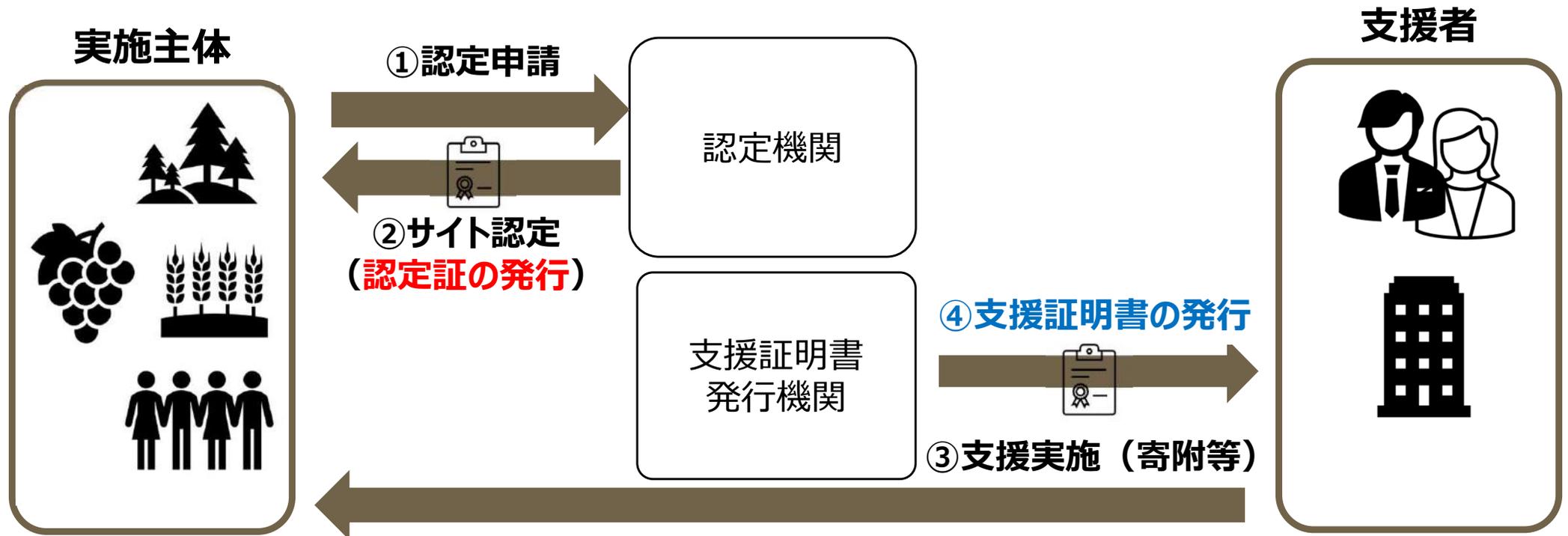
- 試行運用の結果を基に制度の見直し・修正
検討
- 制度の本格運用

- 各施策について継続的に検討、具体化を図
りつつ、試行・運用等を順次実施
- 専門家派遣等の伴走支援を実施するため
のポータルサイトの構築、設計、実装・運用

令和8年度
2026年度

インセンティブ施策 (支援証明書制度)

- 自らが土地を有しない場合においても30by30に貢献できる仕組みとして、自然共生サイトの質の維持・向上のために必要な支援をした際に「支援証明書」を発行する制度を検討中。
- 保全活動の実施主体（自然共生サイトの所有者／管理者）には「認定証」が発行され、その支援者には、「支援証明書」が発行される。
- 支援証明書は、まずは大企業等を念頭に、TNFDへの対応等に活用できるよう設計する。

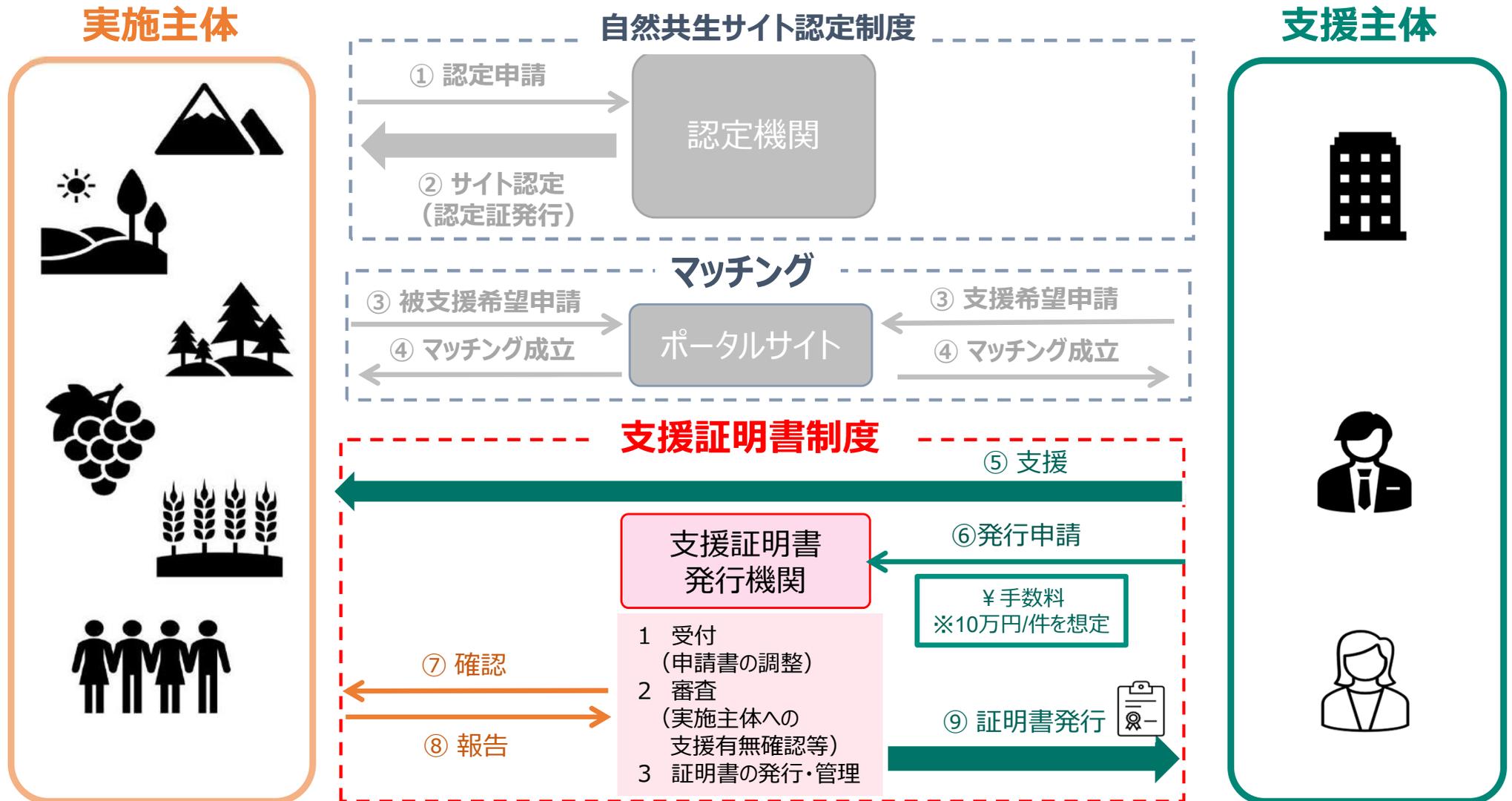


- その他、自治体や地域団体等を念頭に、保全活動の実施主体が環境調査やモニタリング等において活用できる専門家の派遣や人材バンクの整備、既存制度・事業の活用等により、支援を実施する。

インセンティブ施策（支援証明書制度）

■ R7年度本格運用を目標として、R6年度に以下の流れで試行を予定。

支援証明書制度の手続きの流れ（R6試行案）



※支援したことをTNFD等で活用したい場合は、手数料を支払い、支援証明書の発行を申請。

※地元貢献やCSR等の目的で支援した場合は、支援証明書は要しないと想定されるが、マッチングの仕組み等を活用いただくことは可能。

何から始める？

- J-GBFは、2023年10月13日より、企業、地方公共団体、NGO等を始めとする様々なステークホルダーに対し、**「ネイチャーポジティブ宣言」の発出、登録の呼びかけを開始。**
- 本宣言は、ネイチャーポジティブの実現に向けた第一歩として、様々なステークホルダーの活動を表明していただくもの。
- 登録された各団体の「ネイチャーポジティブ宣言」は、データベース化し、**ネイチャーポジティブ宣言ポータルサイトに掲載。**

<宣言の定義・要件>

- 宣言は“ネイチャーポジティブの実現を目指す”という意図を含むことが前提。
- 最小限の内容の目安として、生物多様性国家戦略2023-2030に掲げる5つの基本戦略（下記）の少なくとも1つに該当する内容を含むこと。

登録方法など
詳細はこちら↓



2030年に向けた目標：ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現



※生物多様性国家戦略2023-2030 基本戦略より

ネイチャーポジティブ佐渡島宣言

今、世界では、カーボンニュートラルに続く国際的な問題として、生物多様性の保全が取り上げられ、「2030年までに生物多様性の減少傾向を食い止め、回復に向かわせる」という地球規模の目標（ネイチャーポジティブ）へのコミットが表明されています。

1981年に野生絶滅したトキを2008年に野生復帰させ、現在569羽にするなど、生物多様性の保全に取り組む佐渡市では、このネイチャーポジティブの実現に向けて、ゼロカーボンアイランドの推進とともに、自然への投資や循環型経済が促進されるよう、次の活動を行います。

- 佐渡市では、保護地域および保護地域以外の場所で生物多様性保全に貢献する場所（OECM）が既に30%を超えているが、今後、さらに拡充させること
- 他地域の生物多様性を減少させる資源の移入・使用について、現状を把握し、削減に努めるとともに、自然環境や生物多様性の保全を発展的に展開することで、新たな産業創出等につなげること
- トキとの共生を実現した地域として、ネイチャーポジティブに向けた知見・経験を他地域と共有しながら、生物多様性保全のパートナーシップを拡大すること

以上、ここに「ネイチャーポジティブ」を宣言し、地域循環共生圏の創出と安心して暮らし続けられる島づくりを目指して実践することを誓います。

令和4年10月23日
佐渡市長
渡辺 竜五

ネイチャーポジティブ宣言の例
佐渡市HPより引用

(参考) 日本における生物多様性の現状

- 生物多様性は**損失**継続
- 生態系サービスは**劣化**傾向
- 「**4つの危機**」依然**影響大**
気候変動の影響が顕在化
- 生物多様性の損失速度は緩和。
しかし、**回復に至らず**



JBO3

Japan Biodiversity Outlook 3
生物多様性及び
生態系サービスの総合評価
2021 [政策決定に向けた報告書]



【西日本新聞me】 (nishinippon.co.jp)

■ 第1の危機：
開発など人間活動
による危機



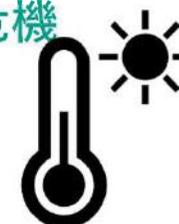
■ 第2の危機：
自然に対する働き
かけの縮小による
危機



■ 第3の危機：
人間により持ち込
まれたものによる
危機



■ 第4の危機：
地球環境の変化に
よる危機



(参考) 生物多様性地域戦略の策定状況

■ 全都道府県及び166/1741市区町村が策定済み

北海道：札幌市、帯広市、黒松内町、礼文町
 青森県
 岩手県：盛岡市、金ヶ崎町
 宮城県：仙台市、石巻市、登米市
 秋田県：秋田市
 山形県
 福島県：いわき市
 茨城県：守谷市、稲敷市、かすみがうら市、東海村
 栃木県：小山市、宇都宮市
 群馬県
 埼玉県：さいたま市、(秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町)、所沢市、加須市、草加市、富士見市
 千葉県：千葉市、市川市、船橋市、市原市、野田市、柏市、流山市、いすみ市
 東京都：千代田区、港区、新宿区、文京区、墨田区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、豊島区、北区、葛飾区、足立区、府中市、昭島市、町田市、小平市、稲城市、羽村市、あきる野市、武蔵野市、清瀬市、東久留米市、日野市、狛江市、青梅市
 神奈川県：横浜市、川崎市、相模原市、秦野市、厚木市、藤沢市、茅ヶ崎市、大磯町
 新潟県：新潟市、佐渡市
 富山県：魚津市
 石川県：金沢市
 福井県：大野市
 山梨県
 長野県：長野市、松本市、佐久市
 岐阜県：高山市、岐阜市、中津川市、(美濃加茂市、坂祝町、川辺町、富加町、七宗町、白川町、八百津町、東白川村)
 静岡県：静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士市

愛知県：名古屋市、豊橋市、岡崎市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、豊田市、安城市、西尾市、江南市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、田原市、愛西市、みよし市、長久手市、東浦町
 三重県：亀山市
 滋賀県：大津市、高島市
 京都府：京都市
 大阪府：大阪市、堺市、枚方市、岸和田市、和泉市
 兵庫県：神戸市、明石市、西宮市、宝塚市、加西市、丹波篠山市、豊岡市、加古川市、伊丹市、川西市、姫路市
 奈良県：(橿原市、高取町、明日香村)
 和歌山県
 鳥取県
 島根県
 岡山県：岡山市、倉敷市
 広島県：広島市、北広島町
 山口県
 徳島県：阿南市
 香川県
 愛媛県
 高知県
 福岡県：北九州市、福岡市、古賀市、久留米市、福津市、うきは市、糸島市
 佐賀県
 長崎県
 熊本県：熊本市
 大分県：豊後大野市、九重町
 宮崎県：宮崎市、綾町
 鹿児島県：鹿児島市、日置市、霧島市、志布志市、(奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町)
 沖縄県

※ ()は複数自治体による共同策定。 ※ 市町村については、太字は政令市、下線は中核市を表す。
 ※ 生物多様性基本法の施行以前に策定された計画を含む。また、法施行後であるが、法第11条に基づく生物多様性国家戦略(平成22年3月閣議決定)の策定以前に策定された計画を含む。



ご静聴ありがとうございました。

